

## 第17号議案

### 亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例 の一部を改正する条例の制定について

亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）及び  
亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）の一部を改正  
する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

亀岡市長 桂川孝裕

### 亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例 の一部を改正する条例

（亀岡市水道事業給水条例の一部改正）

第1条 亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）  
の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町  
村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の  
規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項にお  
いて同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装  
置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第27条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第46条第1項第2号中「第47条」を「次条」に改める。

（亀岡市下水道条例の一部改正）

第2条 亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第29条第1項中「第30条」を「次条」に改める。

第31条第2項中「第30条」を「前条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例 の一部を改正する条例案要綱

- 1 災害その他非常の場合において、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置及び排水設備に関する工事を行うことができるよう、規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。